

※ 下記の件につき、平成27年7月初旬に、監査等委員会設置会社には監査役が存在しないことを理由として登記事項には該当しないとの取扱いが非公式ながら法務当局から示されましたので、念のため、お知らせします。会社法規定の面からは、疑義のあるところでしょうが（附則でなく定款本文に規定した場合はどうかなど）、公示の必要性という登記実務の面からは歓迎すべき内容だと考えます。

### 監査等委員会設置会社への移行における 定款附則（責任免除規定）の登記に関するお知らせ

平成27年6月1日

監査等委員会設置会社（指名委員会等設置会社も同じ）に移行する場合、監査役に関する定款の定めを全面的に削除しなければなりません。監査役であった者の責任免除に関しては定款の附則として残す例が少なくありません。現在、この附則を登記すべきかどうかにつき、企業法務の最先端で秘かに話題になっておりますので、注意喚起という意味も含めて以下のとおりお知らせいたします。

監査役以外を含めて次の例で説明します。

変更前定款	変更例
<p>第4章 取締役及び取締役会 （取締役の責任免除） 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、……（後略）</p>	<p>本規定はそのまま残すのが通常ですが、それに追加して、附則に次のように定める例もあります。 （取締役の責任免除に関する経過措置） 第A条 当社は、第〇回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>（社外取締役の責任限定契約） 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、……（後略）</p>	<p>本規定は、「社外取締役」を「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」と変更して継続させるのが一般的です。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 （監査役の責任免除） 第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>本規定は削除され、定款の附則に、次のように定めることが少なくありません。 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第B条 当社は、第〇回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>（社外監査役の責任限定契約） 第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責</p>	<p>本規定は削除されるのが通常ですが、次のように附則に定める例もあります。 （監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第C条 第〇回定時株主総会終結前の社</p>

任を限定する契約を締結することができ  
る。ただし、当該契約に基づく賠償責任  
の限度額は、法令が定める額とする。

外監査役（社外監査役であった者を含  
む。）の行為に関する会社法第 423 条第  
1 項の賠償責任を限定する契約につい  
ては、なお、同定時株主総会の決議による  
変更前の定款第 37 条の定めるところに  
よる。

上記のうち、附則第 A 条は、定款第 27 条に含まれる確認規定ですから、登記すべき事項とは思えません。

附則第 C 条についても、社外監査役であった者との責任限定契約は定款変更前に締結済みであり、この定款の変更により契約の効力が失効するとは思えませんので、やはり確認規定に過ぎず、登記する必要はないと考えます。

問題は、附則第 B 条です。経過措置として附則に定められていますが、ここでいう取締役会は、定款変更後の監査等委員会設置会社の取締役会です。また、削除した旧定款第 36 条の一部が残ったものといえますから、変更登記をするのが原則だと考えます。ただ、委員会制度採用会社への移行でありながら、登記記録に監査役が登場することに違和感を持ったためか、あるいは経過措置は公示する意味がないとの判断か、さらには、登記事項かどうかの検討もしていないのか、従来の実例<sup>1</sup>では登記している例は限られているようです。したがって、法務局等当局から明確な指針が示されるまでは<sup>2</sup>、各社の自己責任で対応することになりますが、当書式集の編者は、登記しておくことが無難であると考えます。なお、後日に附則だけを追加して登記する際は、変更登記ではなく、更正登記になります。

変更後の定款内容につき、「当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる **役員等（役員等であった者を含む。）の損害賠償責任**を」とすれば附則の定めが不要となりますが、多くの上場会社の定款は、上記のように「取締役の章」、「監査役の章」、「会計監査人の章」と分けて規定しているため、取締役の章の規定に、旧監査役等を含めて定めることはしないでしょう。したがって、登記の面からみれば、今後の定款変更については、役員等の責任について、責任限定契約に関する規定を含め、独立の章にするのも一案でしょう。

#### 【書式集における対象書式】

上巻 序章 第 3 監査等委員会設置会社への移行

<sup>1</sup> 監査役会設置会社から委員会（指名委員会等）設置会社への移行の場合

<sup>2</sup> 法務局等当局より指針が示された場合には、本お知らせを予告なく変更いたしますことをあらかじめご了承ください。